

横浜市金沢産業振興センターメイン棟他各所洗面用水栓更新工事 特記仕様書

1-1	件名	横浜市金沢産業振興センターメイン棟他各所洗面用水栓更新工事												
1-2	履行場所	横浜市金沢産業振興センター												
1-3	履行期間	契約締結日から令和5年12月28日まで												
1-4	工事の目的	各所洗面水栓設備の老朽化により腐食、劣化が進んでいるため、設備更新工事を行う。												
1-5	現場責任者	現場責任者は、給水設備の取り扱いに精通した者とする。												
1-6	工事の内容	各棟の洗面水栓を台付自動洗面水栓に交換する。												
1-7	交換部品	<p>交換部品は、設計書に記載した材料すべてとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(1) 台付自動水栓（発電式）TLE28SS1W</td> <td style="text-align: right;">38台</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(2) 水栓取付脚 TN154</td> <td style="text-align: right;">38台</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(3) 引き棒ポップアップ式水栓取替え用 THD105</td> <td style="text-align: right;">32台</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(4) 引棒連結金具 THY17599</td> <td style="text-align: right;">32台</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(5) フレーム A37</td> <td style="text-align: right;">32台</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(6) 消耗品雑材料</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> </table>	(1) 台付自動水栓（発電式）TLE28SS1W	38台	(2) 水栓取付脚 TN154	38台	(3) 引き棒ポップアップ式水栓取替え用 THD105	32台	(4) 引棒連結金具 THY17599	32台	(5) フレーム A37	32台	(6) 消耗品雑材料	1式
(1) 台付自動水栓（発電式）TLE28SS1W	38台													
(2) 水栓取付脚 TN154	38台													
(3) 引き棒ポップアップ式水栓取替え用 THD105	32台													
(4) 引棒連結金具 THY17599	32台													
(5) フレーム A37	32台													
(6) 消耗品雑材料	1式													
1-8	適用範囲	<p>現場の施工に際し、下記の点に注意すること。</p> <p>本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項は横浜市水道工事標準仕様書・横浜市機械・電気設備標準仕様書（工事編）に準じて施工を実施すること。</p> <p>本工事の目的達成のために必要な部品・設備等及び工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。</p>												
1-9	疑義	<p>本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い指示に従うこと。</p> <p>また、工事施工中に疑義が生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。</p>												
1-10	現場の施工	<p>施行は、設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。</p> <p>また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。</p> <p>1 作業内容</p> <p>(1) 既存の洗面用水栓を撤去し、台付自動水栓（単水栓、発電）の部品の設置、</p>												

試運転調整を実施すること。

- (2) 既存の給水配管との接合は、水漏れが無いように接続すること。
- (3) 請負人は、給・排水設備については、工事期間中確実に維持、運転でき、給水量に対して、給水及び排水できる能力のものを設置すること。また、配管設備は、作業員及び作業車両の通行に支障のない位置に配置すること。なお、管の接合作業の前に、バルブ等の閉鎖を確認すること。
- (4) 洗面用水栓工事は、水道法に定める給水装置工事主任技術者の指導監督のもと実施し、作業者は配管技能を有するものであること。
- (5) 洗面用水栓用材料は、工事施工前に監督員の検査を受けてから使用すること。施工にあたっては、材料を損傷しないよう細心の注意を払って行うこと。

2 安全管理

- (1) 工事の施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応すること。
- (2) 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- (3) 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
- (4) 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
- (5) 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
- (6) 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願を提出し、承諾を得ること。
- (7) 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けると共に立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

3 現場管理

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

また、本工事は施設を運転しながらの工事になるため、点検整備に支障が生じないよう十分配慮すること。

4 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備より供給する。

5 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。

6 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

7 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。

8 その他

- (1) 工事期間中は、入居テナント、来館者に支障がないように工事を施工すること。
- (2) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。
- (3) 施工にあたり事前に担当者と綿密に協議し、騒音・振動・異臭等の発生される作業及び資材等の搬出入は、監督員の承認を得ることとする。
- (4) 工事関係者が現場以外の施設内に立ち入る際は、監督員の承認を得ること。
- (5) 施工にあたりトラブルが生じた場合は、監督員に連絡して解決を図ること。
- (6) その他に発生した事項については、監督員と打ち合わせの上、施工すること。
- (7) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。また、工事関係者用に駐車場を無償で用意することができる。
- (8) 施工に使用する電気、水道は無償提供する。